

令和5年10月1日からの設置手続きに適用します。

事業者が太陽光発電設備を設置する場合の手続きが変わります

出力10kw以上の設備を設置する場合、事業者は、小海町に事業計画書（事前協議）を提出し、区や地域住民等への説明会を開催する必要があります。説明の対象者には事業者から連絡がありますので、事業計画の説明会に出席していただきますようお願いいたします。

※ただし、50kw未満の場合は説明会・協定等について適用しません。

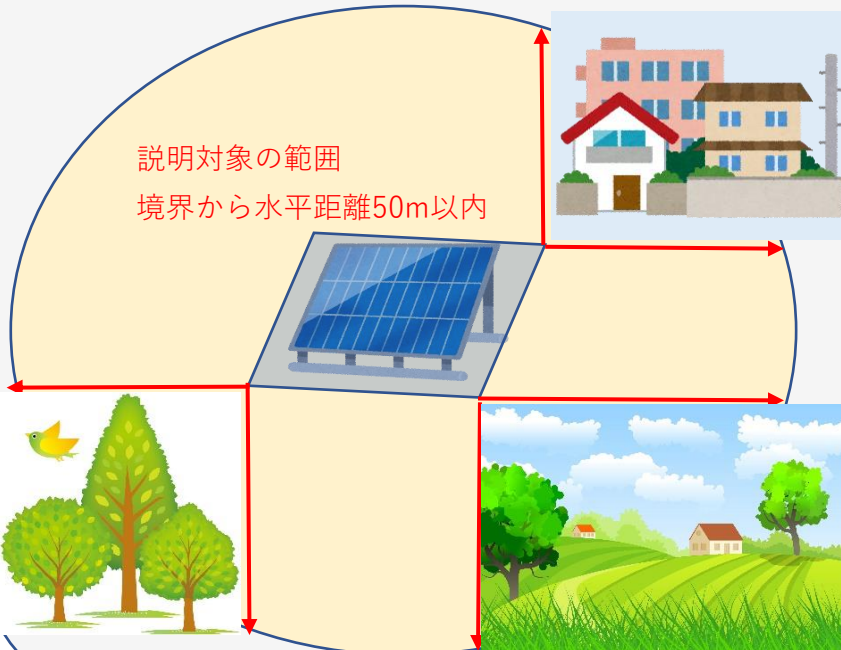
【説明会の参集範囲】

・事業計画地から水平距離50m以内の区域にある土地又は建築物の所有者等が対象

これは事業計画に対して不安や懸念されることがあれば、早期の段階で事業者と地域住民等とが共有する必要があります。予め事業者と地域住民等が話し合うことでトラブルが未然に回避され、計画地の特性を勘案した災害の防止並びに生活環境、自然環境及び周辺環境の保全等への適切な配慮がなされた事業計画と、その後、関係する地域住民の皆さんの同意及び関係区の代表者の同意を得て、区との協定が整いましたら、小海町に許可申請書を提出します。

Q 説明対象となる地域住民等の範囲は？

A 事業区域の境界から水平距離50m以内の区域にある土地又は構築物の所有者、居住者等が対象



設置までの【手続き】の流れ

①小海町への事前協議

②住民説明会

- ・隣接住民全員の同意
- ・事業区域の境界から水平距離50m以内の区域に存する土地又は構築物の所有者、居住者等の2/3以上の同意
- ・事業区域が存在する行政区、関係区の代表者の同意

③区と協定の締結

④小海町へ許可申請

⑤許可

⑥設置工事

Q 太陽光発電設備の設置で懸念されることは？

A これまでに課題になった点は、景観、反射光、騒音、災害時の対応、施設の撤去などが挙げられます。